

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年12月26日

【発行者名】 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 鈴木 郁也

【本店の所在の場所】 東京都港区芝3丁目33番1号

【事務連絡者氏名】 ファンド・レポート部 部長 橋詰 廣志

【電話番号】 03-6737-0521

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 ネット証券専用ファンドシリーズ アジア新興国株式インデックス（平成25年12月27日より、SMT アジア新興国株式インデックス・オープン（予定））

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 上限10兆円

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1. 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年1月30日に提出した有価証券届出書（平成25年8月12日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済。以下「原届出書」といいます。）の内容に訂正すべき事項が生じたので、本訂正届出書を提出するものです。なお、本書は、平成25年12月26日に提出しており、訂正された原届出書の内容は、平成25年12月27日現在のものです。

2. 【訂正の内容】

第一部【証券情報】

原届出書の「第一部 証券情報」につきましては、該当情報を以下の内容に訂正します。

（注）下線部_____は訂正部分を示します。

(1)ファンドの名称

<訂正前>

ネット証券専用ファンドシリーズ アジア新興国株式インデックス

<訂正後>

SMT アジア新興国株式インデックス・オープン

（本ファンドの名称を平成25年12月27日付でネット証券専用ファンドシリーズ アジア新興国株式インデックスから変更しています。）

(5)申込手数料

<訂正前>

ありません。

<訂正後>

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.15%（税抜 3.0%）（ ）の率を上限として、指定販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

申込手数料の詳細につきましては、指定販売会社にお問い合わせください。指定販売会社の詳細につきましては、前記「（4）発行（売出）価格」に記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

「税抜」における「税」とは、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）をいいます。また、消費税率が8%になった場合は、3.24%（税込）となります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1 ファンドの性格

原届出書の「第二部 ファンド情報」「第1 ファンドの状況」「1 ファンドの性格」につきましては、該当情報を以下の内容に更新・訂正します。

(1)ファンドの目的及び基本的性格

ファンドの特色

特色2 を以下の内容に更新・訂正します。

<更新・訂正後>

特色2

MSCI エマージング・マーケット・アジア・インデックス（円換算ベース）に連動する投資成果を目指します。



(2)ファンドの沿革

該当情報を以下の内容に訂正します。

(注) 下線部 _____ は訂正部分を示します。

< 訂正前 >

平成23年11月25日 本ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始

< 訂正後 >

平成23年11月25日 本ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始

平成25年12月27日 本ファンドの名称を「ネット証券専用ファンドシリーズ アジア新興国株式インデックス」から「SMT アジア新興国株式インデックス・オープン」に変更

(3)ファンドの仕組み

該当情報を以下の内容に訂正します。

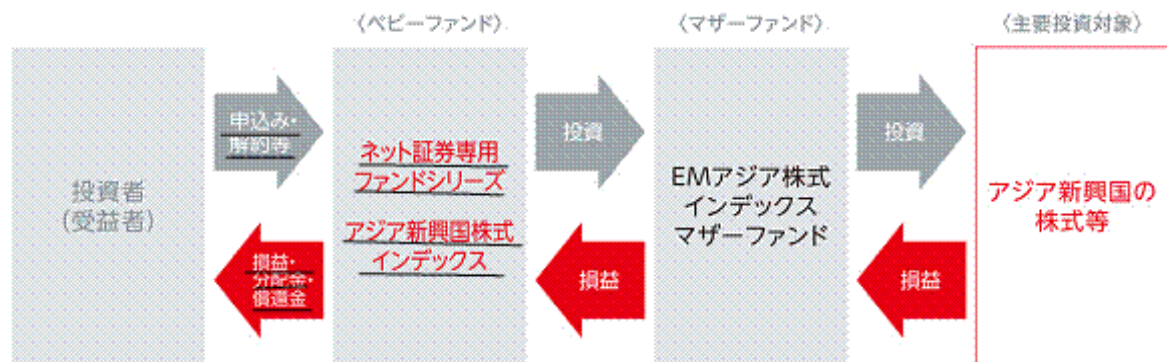
(注) 下線部 _____ は訂正部分を示します。

< 訂正前 >

(イ) ファミリーファンド方式での運用

ファミリーファンド方式()で運用します。

ファミリーファンド方式とは、投資者の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンド（ネット証券専用ファンドシリーズ アジア新興国株式インデックス）とし、その資金をマザーファンド（EMアジア株式インデックス マザーファンド）に投資して、その実質的な運用はマザーファンドで行う仕組みです。



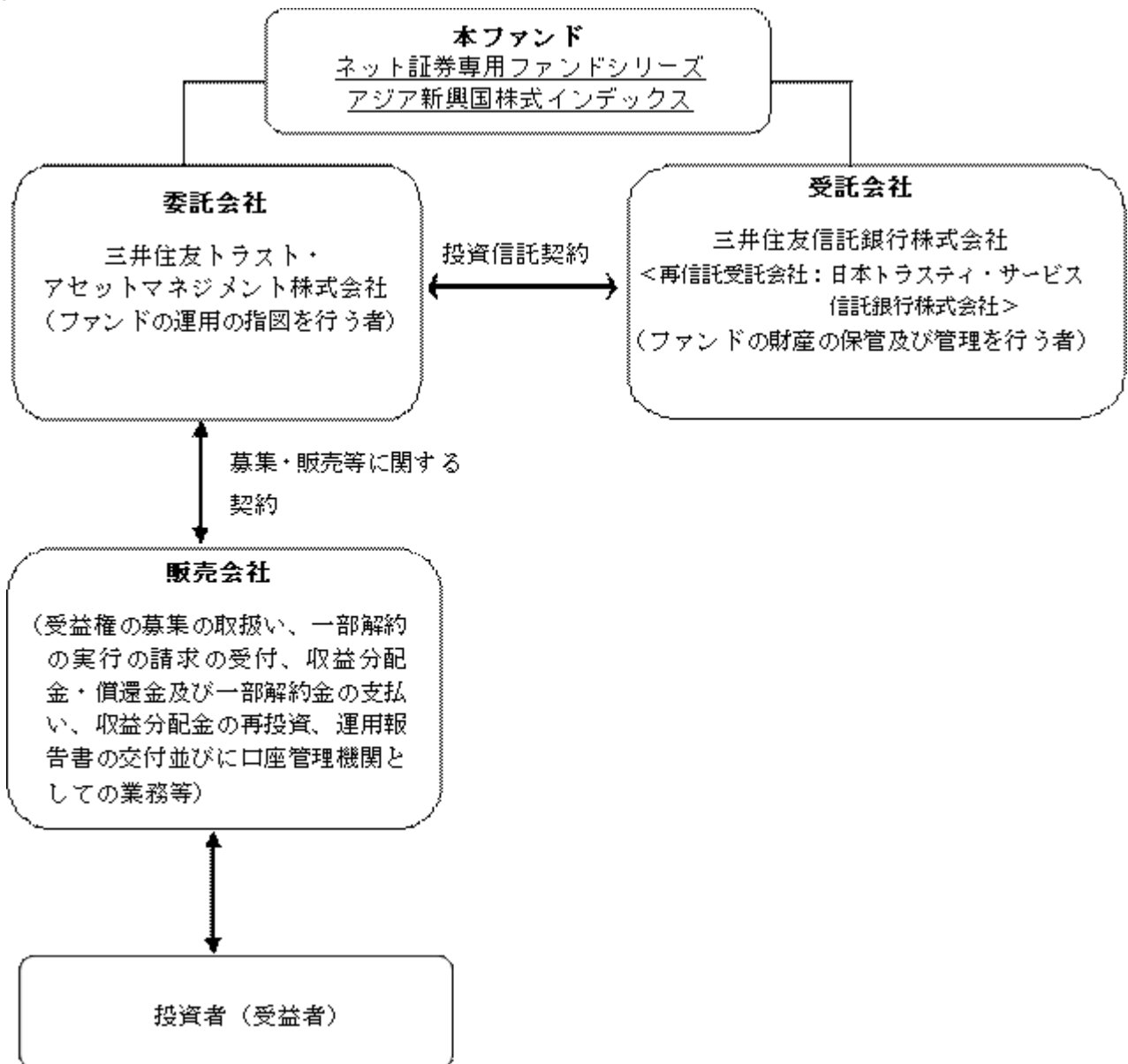
※マザーファンドの運用にあたっては、年金運用など豊富な運用ノウハウを持つ三井住友信託銀行からの投資助言を受けます。

各ファンドの純資産総額（2013年5月末現在）

ベビーファンド：8億円、マザーファンド：23億円

（中略）

(ロ) 本ファンドの関係法人図



(八) 委託会社等の概況

資本金

平成25年5月31日現在 3億円

会社の沿革

(中略)

大株主の状況（平成25年5月31日現在）

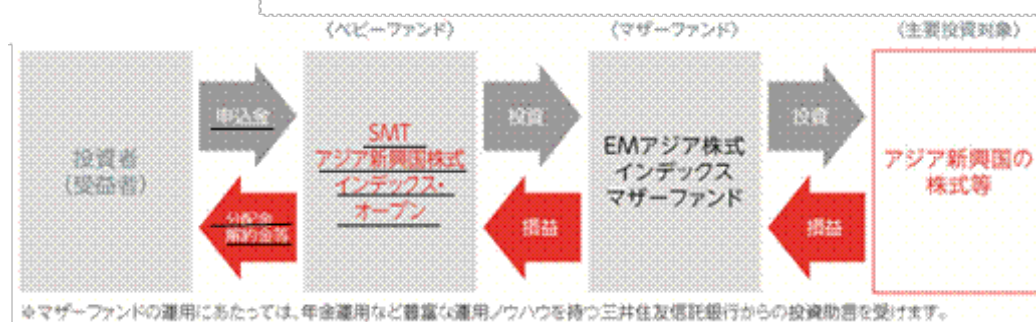
(後略)

<訂正後>

(イ) ファミリーファンド方式での運用

ファミリーファンド方式（ ）で運用します。

ファミリーファンド方式とは、投資者の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンド（SMT アジア新興国株式インデックス・オープン）とし、その資金をマザーファンド（EMアジア株式インデックス マザーファンド）に投資して、その実質的な運用はマザーファンドで行う仕組みです。

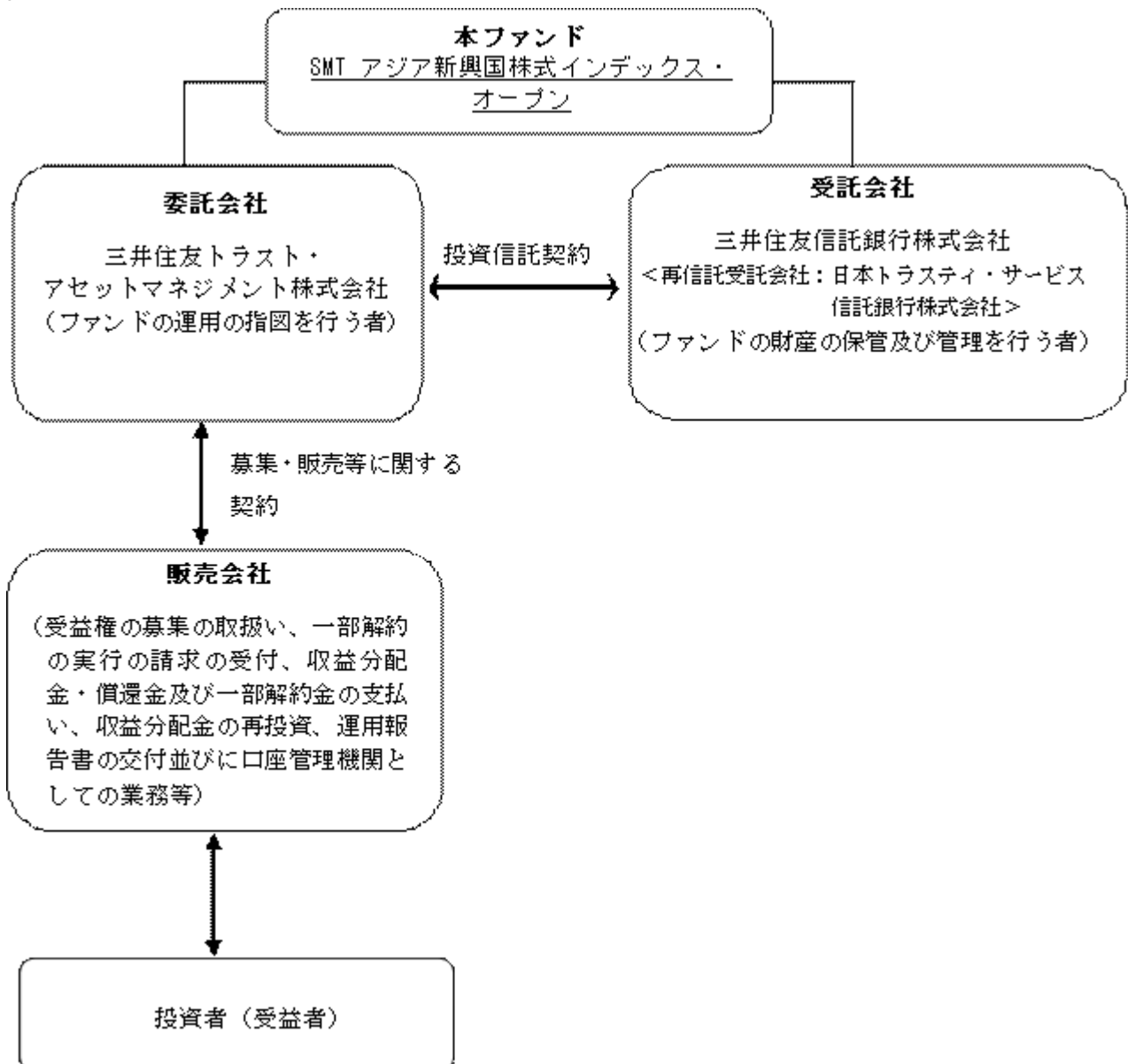


各ファンドの純資産総額（2013年10月末現在）

ベビーファンド：8億円、マザーファンド：23億円

(中略)

(ロ) 本ファンドの関係法人図



(八) 委託会社等の概況

資本金

平成25年10月31日現在 3億円

会社の沿革

(中略)

大株主の状況 (平成25年10月31日現在)

(後略)

[次へ](#)

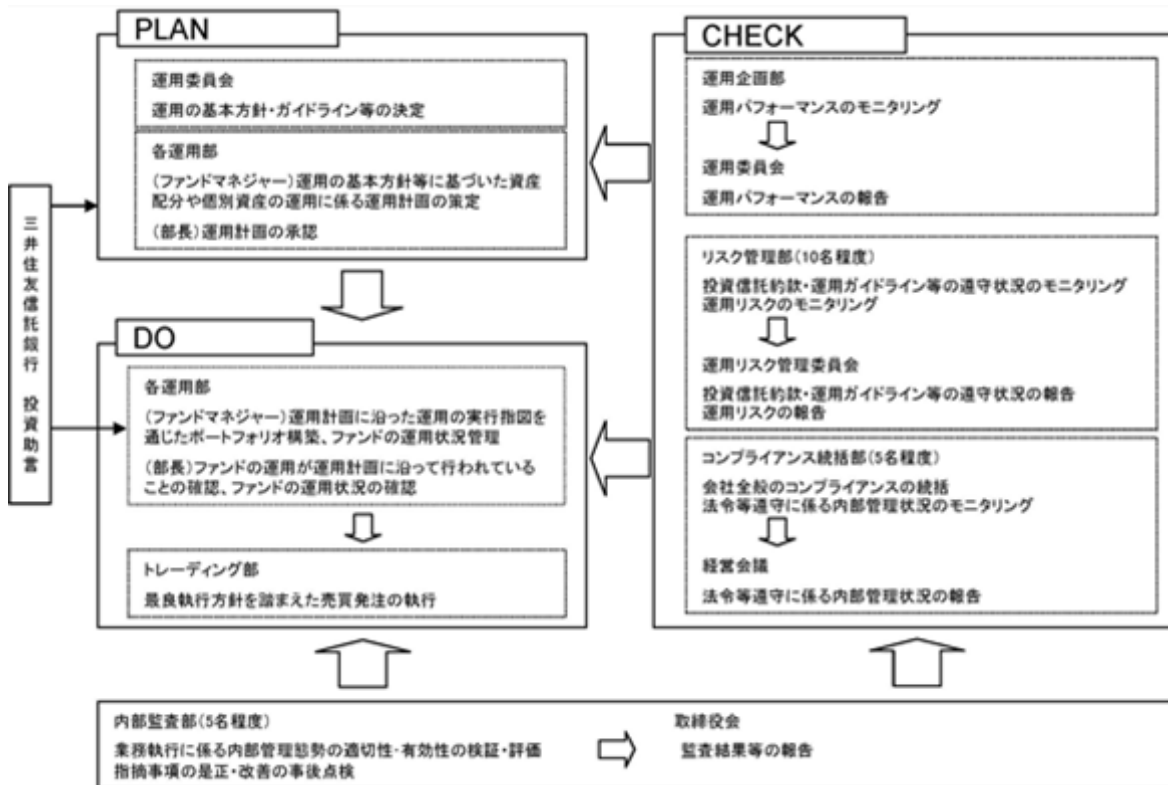
2 投資方針

原届出書の「第二部 ファンド情報」「第1 ファンドの状況」「2 投資方針」につきましては、該当情報を以下の内容に更新・訂正します。

(3)運用体制

<更新・訂正後>

ファンドの運用体制は以下の通りです。記載された体制、委員会等の名称、人員等は、平成25年12月27日現在のものであり、今後変更されることがあります。



委託会社では社内規定を定めて運用に係る組織及びその権限と責任を明示するとともに、運用を行うに当たって遵守すべき基本的な事項を含め、運用とリスク管理を適正に行うことを目的とした運用等に係る業務規則を定めています。

委託会社は、受託会社又は再信託受託会社に対して、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、外部監査法人による内部統制の整備及び運用状況の報告書を再信託受託会社より受け取っております。

[次へ](#)

3 投資リスク

原届出書の「第二部 ファンド情報」「第1 ファンドの状況」「3 投資リスク」につきましては、該当情報を以下の内容に訂正します。

（注）下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(1)ファンドのリスク

（中略）

(2)リスクの管理体制

（中略）

運用部門から独立したリスク管理部及びコンプライアンス統括部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用リスク管理委員会及びコンプライアンス会議に報告します。

（後略）

<訂正後>

(1)ファンドのリスク

（中略）

(2)リスクの管理体制

（中略）

運用部門から独立したリスク管理部及びコンプライアンス統括部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用リスク管理委員会及び経営会議に報告します。

（後略）

[次へ](#)

4 手数料等及び税金

原届出書の「第二部 ファンド情報」「第1 ファンドの状況」「4 手数料等及び税金」につきましては、該当情報を以下の内容に更新・訂正します。

<更新・訂正後>

(1) 申込手数料

申込手数料（受益権1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.15%（ ）（税抜3.0%）の率を上限として、指定販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

消費税率が8%になった場合は、3.24%となります。

申込手数料の詳細については、指定販売会社にお問い合わせください。指定販売会社については、委託者にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、以下の通りです。

<お問い合わせ先>

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

(2) 換金（解約）手数料

ありません。

(3) 信託報酬等

信託報酬等の額及び支弁の方法

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率 0.63%（ ）（税抜 0.6%）を乗じて得た額とします。その配分は下記の通りです。

委託会社	年率 0.273%	（税抜 0.26%）
販売会社	年率 0.294%	（税抜 0.28%）
受託会社	年率 0.063%	（税抜 0.06%）

消費税率が8%になった場合は、0.648%となります。その配分は下記の通りです。

委託会社	年率 0.2808%	（税抜 0.26%）
販売会社	年率 0.3024%	（税抜 0.28%）
受託会社	年率 0.0648%	（税抜 0.06%）

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

(4) その他の手数料等

(イ) ご解約時には、解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保金として当該基準価額から控除します。

マザーファンドの解約に伴う信託財産留保金も本ファンドが負担します。

「信託財産留保金」（以下「信託財産留保額」ということがあります。）とは、償還時まで投資を続ける投資者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託期間満了前の解約に対し解約者から頂く一定の金額をいい、投資信託財産に繰り入れられます。以下同じ。

(ロ) 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に関する諸費用（消費税等を含みます。）ならびに受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。投資信託約款の定めにもとづいて、資金の借入れを行う場合の利息も同様です。負担の水準・計算方法は、個別の

費用・税金等により異なり、実費での負担（運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。）となります。（マザーファンドにおいて負担する場合があります。）

（八）証券取引に伴う売買委託手数料等の手数料（消費税等を含みます。）または税金、先物・オプション取引に要する費用（消費税等を含みます。）、組入資産の保管に要する費用（消費税等を含みます。）等は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。負担の水準・計算方法は、個別の費用・税金等により異なり、実費での負担（運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。）となります。（マザーファンドにおいて負担する場合があります。）

（二）投資信託財産に係る会計監査費用（消費税等を含みます。）は、毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

（5）課税上の取扱い

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

（イ）個人の受益者に対する課税

収益分配金に対する課税

収益分配金のうち配当所得として課税扱いとなる普通分配金については、以下の税率による源泉徴収が行われます。

なお原則として確定申告不要ですが、確定申告により、申告分離課税又は総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

	税 率（内 訳）
平成25年1月1日から平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7.147%、住民税3%）
平成26年1月1日から平成49年12月31日まで	20.315%（所得税15.315%、住民税5%）
平成50年1月1日以降	20%（所得税15%、住民税5%）

（平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。）

一部解約金及び償還金に対する課税

一部解約時及び償還時の譲渡益は譲渡所得として課税対象となり、申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。）。その税率は、上記の表の通りです。

損益通算について

一部解約時及び償還時の譲渡損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡所得の金額及び申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額から控除することが可能となります。また、一部解約時及び償還時の差益については、上場株式等の譲渡損失との通算が可能となります。

（ロ）法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税額から控除できます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

	税 率（所得税のみ）
平成25年1月1日から平成25年12月31日まで	7.147%
平成26年1月1日から平成49年12月31日まで	15.315%
平成50年1月1日以降	15%

（平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。）

（ハ）個別元本について

追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）に当たります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし個別元本は、複数支店で同一ファンドの受益権を取得する場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の「（二）普通分配金と元本払戻金（特別分配金）」について）をご参照ください。）

（二）普通分配金と元本払戻金（特別分配金）について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が収益分配金を受け取る際、

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合又は当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

（ホ）少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。（平成26年1月1日以降）

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

上記は、平成25年10月31日現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

[次へ](#)

5 運用状況

原届出書の「第二部 ファンド情報」「第1 ファンドの状況」「5 運用状況」につきましては、該当情報を以下の内容に更新・訂正します。

<更新・訂正後>

以下の記載は、平成25年10月31日現在の状況について記載してあります。

(1)投資状況

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	760,172,107	100.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		32,543	0.00
合計(純資産総額)		760,204,650	100.00

(注1)国 / 地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a . 投資有価証券の主要銘柄

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円)		評価額(円)		投資比率(%)
				単価	金額	単価	金額	
日本	親投資信託受益証券	EMアジア株式インデックスマザーファンド	466,048,745	1.3570	632,454,102	1.6311	760,172,107	100.00

(注1)国 / 地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

b . 投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.00
合計	100.00

(注)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

c . 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3)運用実績

純資産の推移

	純資産総額(円)		1万口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期計算期間末 (平成24年11月12日)	345,783,932	345,783,932	11,943	11,943
平成24年10月末日	338,874,015		11,892	
11月末日	375,025,929		12,594	
12月末日	441,215,596		13,721	
平成25年1月末日	605,397,743		14,722	
2月末日	676,200,549		14,753	
3月末日	725,039,554		14,735	
4月末日	711,144,399		15,448	
5月末日	771,903,260		16,085	
6月末日	643,359,522		14,276	
7月末日	666,418,967		14,814	
8月末日	653,370,457		14,420	
9月末日	699,135,907		15,430	
10月末日	760,204,650		16,173	

分配の推移

期 間	1万口当たりの分配金(円)
第1期計算期間(平成23年11月25日～平成24年11月12日)	0

収益率の推移

期 間	収益率(%)
第1期計算期間(平成23年11月25日～平成24年11月12日)	19.4
第2期中間計算期間(平成24年11月13日～平成25年5月12日)	37.5

(注1)収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(注2)小数第2位を四捨五入しております。

(4)設定及び解約の実績

期 間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1期計算期間 (平成23年11月25日～平成24年11月12日)	447,441,737	157,902,892	289,538,845
第2期中間計算期間 (平成24年11月13日～平成25年5月12日)	460,843,672	284,071,045	466,311,472

(注)当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

(参考情報)

EMアジア株式インデックス マザーファンド

(1)投資状況

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	韓国	558,415,524	24.59
	台湾	387,451,726	17.06
	中国	349,020,427	15.37
	インド	213,768,679	9.41
	香港	153,813,039	6.77
	ケイマン	139,261,250	6.13
	マレーシア	131,850,797	5.81
	インドネシア	84,893,024	3.74
	タイ	83,272,840	3.67
	フィリピン	34,933,090	1.54
	バミューダ	20,709,798	0.91
	小計	2,157,390,194	94.99
投資信託受益証券	アメリカ	49,167,028	2.16
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		64,548,940	2.84
合計(純資産総額)		2,271,106,162	100.00

(注1)国 / 地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a . 投資有価証券の主要銘柄

国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額(円)		評価額(円)		投資比率(%)
					単価	金額	単価	金額	
韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	半導体・半導体製造装置	1,008	126,735.31	127,749,196	139,800.00	140,918,400	6.20
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・半導体製造装置	221,000	308.09	68,089,989	368.50	81,438,500	3.59
香港	株式	CHINA MOBILE (HONG KONG) LIMITED-R	電気通信サービス	55,000	1,092.80	60,104,544	1,037.13	57,042,480	2.51
ケイマン	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	ソフトウェア・サービス	9,300	3,469.65	32,267,805	5,447.50	50,661,805	2.23
中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	640,000	73.71	47,179,520	76.64	49,050,432	2.16
中国	株式	IND&COMM BK OF CHINA-H	銀行	673,000	65.42	44,030,465	69.52	46,789,450	2.06
韓国	株式	HYUNDAI MOTOR CO	自動車・自動車部品	1,376	19,961.48	27,466,999	24,325.19	33,471,475	1.47
香港	株式	CNOOC LTD-R	エネルギー	160,000	202.21	32,354,576	200.56	32,090,208	1.41
中国	株式	BANK OF CHINA LTD-H	銀行	693,000	40.79	28,273,776	46.01	31,885,068	1.40
アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES MSCI SOUTH KOREA CAPPED ETF		4,700	5,646.84	26,540,170	6,409.06	30,122,584	1.33
台湾	株式	HON HAI PRECISION INDUSTRY	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	100,210	275.40	27,597,879	251.24	25,177,762	1.11
インド	株式	INFOSYS LTD	ソフトウェア・サービス	4,260	4,088.89	17,418,680	5,384.71	22,938,898	1.01
中国	株式	PETROCHINA CO LTD-H	エネルギー	194,000	128.89	25,005,920	114.39	22,191,660	0.98
インド	株式	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	銀行	13,321	1,300.88	17,329,103	1,376.10	18,331,147	0.81
韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS-PFD	半導体・半導体製造装置	186	74,022.05	13,768,102	95,902.79	17,837,920	0.79

韓国	株式	POSCO	素材	602	30,760.47	18,517,806	29,591.00	17,813,782	0.78
中国	株式	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	エネルギー	221,000	81.05	17,912,203	79.18	17,499,509	0.77
中国	株式	CHINA LIFE INSURANCE CO-H	保険	66,000	297.03	19,604,158	263.09	17,364,402	0.76
インド	株式	RELIANCE INDUSTRIES LTD	エネルギー	11,829	1,300.94	15,388,821	1,455.00	17,211,230	0.76
韓国	株式	SHINHAN FINANCIAL GROUP LTD	銀行	3,850	3,297.27	12,694,491	4,431.66	17,061,891	0.75
韓国	株式	HYUNDAI MOBIS	自動車・自動車部品	578	25,243.54	14,590,770	27,820.19	16,080,075	0.71
台湾	株式	MEDIATEK INC	半導体・半導体製造装置	12,000	1,088.07	13,056,915	1,323.25	15,879,000	0.70
韓国	株式	KB FINANCIAL GROUP INC	銀行	3,840	3,357.94	12,894,520	3,951.67	15,174,451	0.67
韓国	株式	SK HYNIX INC	半導体・半導体製造装置	4,900	2,361.33	11,570,564	3,061.62	15,001,938	0.66
マレーシア	株式	MALAYAN BANKING BHD	銀行	46,681	285.92	13,347,230	306.77	14,320,647	0.63
インド	株式	HDFC BANK LTD	銀行	13,007	1,035.74	13,471,961	1,100.54	14,314,814	0.63
韓国	株式	KIA MOTORS CORPORATION	自動車・自動車部品	2,429	5,297.52	12,867,699	5,769.07	14,013,095	0.62
インド	株式	TATA CONSULTANCY SVCS LTD	ソフトウェア・サービス	4,097	2,146.41	8,793,878	3,388.95	13,884,565	0.61
韓国	株式	NAVER CORP	ソフトウェア・サービス	233	31,161.10	7,260,537	58,716.00	13,680,828	0.60
台湾	株式	CHUNGHWA TELECOM CO LTD	電気通信サービス	38,000	308.73	11,731,767	316.24	12,017,120	0.53

(注1) 国 / 地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

b. 投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
株式	94.99
投資信託受益証券	2.16
合計	97.16

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

c. 投資株式の業種別投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	エネルギー	7.45
		素材	6.86
		資本財	5.50
		商業・専門サービス	0.17
		運輸	1.36
		自動車・自動車部品	5.73
		耐久消費財・アパレル	1.12
		消費者サービス	0.66
		メディア	0.38
		小売	1.11
		食品・生活必需品小売り	0.93
		食品・飲料・タバコ	3.71
		家庭用品・パーソナル用品	1.24
		ヘルスケア機器・サービス	0.51
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	0.95
		銀行	17.39
		各種金融	1.75
		保険	3.37
		不動産	2.69
		ソフトウェア・サービス	5.08

	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.78
	電気通信サービス	6.44
	公益事業	2.61
	半導体・半導体製造装置	13.18
合計		94.99

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	資産の名称	取引所	買建 / 売建	通貨	数量	簿価金額 (現地通貨)	評価金額 (現地通貨)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数	H-SHARES IDX	香港先物取引所	買建	香港ドル	4	2,052,920	2,123,200	26,985,872	1.19
先物取引	S&P CNX NIFT	シンガポール取引所	買建	アメリカドル	9	110,884.50	113,220	11,153,302	0.49
	MSCI TAIWAN	シンガポール取引所	買建	アメリカドル	7	207,588.50	209,160	20,604,351	0.91
	FTSE KLCI FU	クアラルンプール金融先物オプション取引所	買建	マレーシア リンギット	2	182,100	182,450	5,699,738	0.25

(注)評価にあたっては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(参考情報) 交付目論見書に記載するファンドの運用実績



第2【管理及び運営】

1 申込（販売）手続等

原届出書の「第二部 ファンド情報」「第2 管理及び運営」「1 申込（販売）手続等」につきましては、該当情報を以下の内容に訂正します。

（注）下線部_____は訂正部分を示します。

（イ）申込手続

<訂正前>

（前略）

取得申込みは、申込期間における毎営業日に、指定販売会社の営業所等で受け付けます。ただし、分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、ニューヨーク、シンガポール、香港もしくは韓国の銀行の休業日またはニューヨーク、シンガポール、香港もしくは韓国の取引所の休業日においては、取得の申込みを受け付けないものとします。

（後略）

<訂正後>

（前略）

取得申込みは、申込期間における毎営業日に、指定販売会社の営業所等で受け付けます。ただし、分配金再投資に関する契約（指定販売会社によっては、当該契約について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約又は規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。）に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、ニューヨーク、シンガポール、香港もしくは韓国の銀行の休業日またはニューヨーク、シンガポール、香港もしくは韓国の取引所の休業日においては、取得の申込みを受け付けないものとします。

（後略）

（ハ）申込手数料

<訂正前>

ありません。

<訂正後>

「第1ファンドの状況 4手数料等及び税金 (1)申込手数料」をご覧ください。

分配金再投資に関する契約にもとづいて収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はかかりません。

第3【ファンドの経理状況】

2 ファンドの現況

原届出書の「第二部 ファンド情報」「第3 ファンドの経理状況」「2 ファンドの現況」につきましては、該当情報を以下の内容に更新・訂正します。

<更新・訂正後>

純資産額計算書(平成25年10月31日現在)

資産総額	765,637,003 円
負債総額	5,432,353 円
純資産総額(-)	760,204,650 円
発行済口数	470,052,424 口
1口当たり純資産額(/)	1.6173 円
1万口当たり純資産額	16,173 円

(参考情報)

EMアジア株式インデックス マザーファンド

資産総額	2,275,043,881 円
負債総額	3,937,719 円
純資産総額(-)	2,271,106,162 円
発行済口数	1,392,391,472 口
1口当たり純資産額(/)	1.6311 円
1万口当たり純資産額	16,311 円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1 委託会社等の概況

原届出書の「第三部 委託会社等の情報」「第1 委託会社等の概況」「1 委託会社等の概況」につきまして、該当情報を以下の内容に訂正します。

（注）下線部 _____ は訂正部分を示します。

<訂正前>

（イ）資本金の額（平成25年5月31日現在）

（中略）

最近5年間における資本金の額の増減 : 該当ありません。

（ロ）委託会社の機構

会社の意思決定機構

会社取締役3名以上、監査役2名以内をおきます。取締役及び監査役は、株主総会において選任され、または解任されます。

（中略）

投資運用の意思決定機構

（中略）

[CHECK（検証・評価）]

運用部門において各運用部から独立した運用企画部は、ファンド品質の維持・向上の観点から、毎月開催される運用委員会（委員長は運用企画部担当役員）にパフォーマンス等に係るモニタリング状況を報告します。

このモニタリング状況や討議内容は、各運用部の部長（委員会の構成員）からファンドマネジャーに速やかにフィードバックされ、ファンドの運用に反映させています。

また、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理部及びコンプライアンス統括部が担当します。このモニタリング結果は、毎月開催される運用リスク管理委員会（委員長はリスク管理部担当役員）及びコンプライアンス会議（議長は社長）に報告されます。

こうした牽制態勢のもと、PLAN DO CHECKのPDCサイクルによる一貫した運用プロセスにより、適切な運用体制を維持するよう努めています。

さらに、内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価します。この監査結果等を取締役に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。

委託会社の機構は平成25年8月12日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

（イ）資本金の額（平成25年10月31日現在）

（中略）

最近5年間における資本金の額の増減 : 該当事項はありません。

（ロ）委託会社の機構

会社の意思決定機構

会社取締役3名以上、監査役2名以内をおきます。取締役及び監査役は、株主総会において選任され、又は解任されます。

（中略）

投資運用の意思決定機構

（中略）

[CHECK（検証・評価）]

運用企画部は、運用部門において各運用部から独立した立場で、毎月開催される運用委員会（委員長は運用企画部担当役員）に運用パフォーマンスに係るモニタリング状況を報告します。

このモニタリング状況や討議内容は、各運用部の部長（委員会の構成員）からファンドマネージャーに速やかにフィードバックされ、ファンドの運用に反映させています。

また、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理部及びコンプライアンス統括部が担当します。このモニタリング結果は、毎月開催される運用リスク管理委員会（委員長はリスク管理部担当役員）及び経営会議（議長は社長）に報告されます。こうした牽制態勢のもと、PLAN - DO - CHECKのPDCサイクルによる一貫した運用プロセスにより、適切な運用体制を維持するよう努めています。

さらに、内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価します。この監査結果等を取締役に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。

委託会社の機構は平成25年12月27日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2 事業の内容及び営業の概況

原届出書の「第三部 委託会社等の情報」「第1 委託会社等の概況」「2 事業の内容及び営業の概況」につきましては、該当情報を以下の内容に訂正します。

（注）下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

（前略）

平成25年5月31日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託（マザーファンドは除きます。）は以下の通りです。

	本数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	313	4,483,878
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	3	403
単位型公社債投資信託	0	0
合計	316	4,484,281

<訂正後>

（前略）

平成25年10月31日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託（マザーファンドを除きます。）は次の通りです。

	本数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	337	4,549,168
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	0	0
単位型公社債投資信託	0	0
合計	337	4,549,168

[次へ](#)

5 その他

原届出書の「第三部 委託会社等の情報」「第1 委託会社等の概況」「5 その他」につきましては、該当情報を以下の内容に訂正します。

（注）下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

（イ）定款の変更

（中略）

（ロ）訴訟事件その他の重要事項

平成25年8月12日現在、訴訟事件その他委託会社及びファンドに重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実は生じておりません。

<訂正後>

（イ）定款の変更

（中略）

（ロ）訴訟事件その他の重要事項

平成25年12月27日現在、訴訟事件その他委託会社及びファンドに重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実は生じておりません。

第3【その他】

原届出書の「第三部 委託会社等の情報」「第3 その他」につきましては、該当情報を以下の内容に訂正します。

（注）下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

- (1)金融商品取引法第15条第2項本文に規定するあらかじめ又は同時に交付しなければならない目論見書（以下「交付目論見書」といいます。）の名称を「投資信託説明書（交付目論見書）」、また、金融商品取引法第15条第3項本文に規定する交付の請求があった時に直ちに交付しなければならない目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）の名称を「投資信託説明書（請求目論見書）」と記載することがあります。
- (2)目論見書の表紙等に委託会社又は受託会社のロゴ・マーク、ファンドの図案及びキャッチコピーを記載することがあります。また、「資産倍増PROJECT」と表記することがあります。

（後略）

<訂正後>

- (1)金融商品取引法第15条第2項本文に規定するあらかじめ又は同時に交付しなければならない目論見書（以下「交付目論見書」といいます。）の名称を「投資信託説明書（交付目論見書）」、また、金融商品取引法第15条第3項本文に規定する交付の請求があった時に直ちに交付しなければならない目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）の名称を「投資信託説明書（請求目論見書）」と記載することがあります。
- (2)目論見書の表紙等に委託会社又は受託会社のロゴ・マーク、ファンドの図案及びキャッチコピーを記載することがあります。また、本ファンドの名称とは別に、「SMT インデックスシリーズ」の表記を行うことがあります。

（後略）